

東洋史研究

第二十四卷 第一號 昭和四十年六月發行

一八五四年上海における《稅務司》の創設

——南京條約以後の中英貿易と稅務司創設の意義——

金城正篤

はじめに

一八四二年《南京條約》によつて中國の門戸を開放させたイギリスは、同時に《協定稅率》を強要することによつて中國を西歐資本主義に從屬させた。廣大な領土と莫大な人口とを有する《新天地》の開放に、イギリスの産業資本家たちは狂喜した。

ところで、五口開放後イギリスの主要工業製品である棉・毛織品の對華輸出は、彼らの《豫想》に大きく反してのびなやんだ。一方アヘン貿易は、戦後ますます發展した。アヘンの中國への密輸は、絹・茶の輸出によつてもたらされた中國の銀貨購買力をことごとく吸いあげて行つたばかりでなく、貿易の正常な發展をさまたげた。イギリス國內においては、製造業者が政治の主導權を掌握するのと併行して、一八四〇年代に關稅改革・穀物法および航海條例の廢止と、一連の自由貿易主義政策が勝利しつつあつたのにもかかわらず、同時期の中國との貿易に關しては、へわれわれの商務條約はなん

らの効果も發揮しなかつた」と告白しなければならなかつた。このことはイギリスの産業資本家が、《南京條約》によつてせつかく自己に有利に開放させた中國市場に、自らを直結せしめ得ないことを意味した。このような對華貿易上の矛盾を、イギリスはどのように《解決》しようとしたか？ 私がとりあげようとする《稅務司》の創設も、その重要な解決策の一つであつた。

稅務司とは、一八五四年當時外國貿易の中心地であつた上海において、中國の貿易管理・關稅徵收のための國家機關である海關に、《任用》されることになつた外國人稅關吏である。以下私はまず第一節で、開港以後の中英貿易の狀況を檢討することによつて稅務司創設の背景を明らかにし、第二節において、イギリスが開港後の貿易不振を打開し、條約をより《效果的》に執行するために考え出した《稅務司》の創設過程を具體的にたどり、その本姿を明らかにするつもりである。そして最後に第三節で、稅務司創設の政治的意義を考察しようとするのが、小稿の主要なテーマである。

一 稅務司創設の背景——南京條約以後の中英貿易

1、イギリスの對華棉製品貿易の不振——その原因と打開策

五口開放以後もイギリスは對華貿易の上で首位を占めた。^(三)《協定稅率》によつて關稅上の障壁が除去されると、イギリスの資本主義製品は中國の市場をめざして殺到して來た。しかし、開港直後の數年間いちじ急速に増進をみたイギリス製品の對華輸出は、まもなく停滯し、減少して行く。即ち、イギリスの對華輸出の五〇—八〇%を占めた棉製品の輸出は、一八四四年に一五七萬ポンドにも達したものが、五年後の一八四九年には一〇〇萬ポンドへと減少し、さらに五年後の一八五四年に至つて六四萬ポンドへと激減した^(四)（まさにこの時點で稅務司が創設されていることに注意）。

かつてイギリス全權大使として《南京條約》に調印したポッティンジャーは、マンチュスターの商工業者に向つて誇らしげに語つたという——彼らのために廣大な《新天地》が開かれ、《ランカシャー》の全工場をもつてしても、中國の一省

分の衣料をも満足に製造することはできないであらう^(五)。しかしながら開港後の對華貿易の現實は、この「全人類の三分の一の人口」をもつ中國市場に對する彼らの期待を、完全にうらぎったのである。

對華貿易の不振を前に、棉紡織業者を中心とするマンチェスターの資本家たちは、一八四五年のころからその原因と打開策を眞剣に考えはじめ、たびたび政府に向つて獻策している。^(六) 彼らの結論は、はじめイギリスに輸入される中國茶に對する現在の高い關稅^(七)を低くして輸入をさらに増進させ、それによつてイギリス製品に對する中國の購買力を高めることが、貿易不振を打開する道であるといふにあらう。しかし、イギリスの對華貿易の不振は、決して「イギリス人がより多量の茶を飲まないから」ではなかつた。^(八)

それでは、イギリス棉製品の對華輸出が伸び悩んだ眞の原因はどこにあらうか？ それは基本的には次の諸點に求められる。第一に、小農業と家内手工業の結合した中國の經濟構造であり、第二に、當時イギリスは一方では新しい市場に接近する手段を確立しておらず、また清朝支配者との間にもまだ大きなへだたり^(九)矛盾があつたし、他方では、のちの租界にみられるような貿易をあとおしする政治權力を持つに至つてなかつたこと、第三に、アヘン貿易の進展にとまらぬ銀の流出によつて中國の購買力が減殺されたこと、等である。最後のアヘン貿易については後述することにして、ここでは他の二點についてふれることにしたい。

第一の小農業と家内手工業とが緊密に結合した中國の經濟構造が、いかにイギリス輸出棉製品を排斥しているかについては、十年近く中國に住み中國農村や市場の調査を行なっているミッツェル^(一〇)（イギリス人）が、一八五二年ボナム（ホンコン駐在貿易監督官）に提出した《報告書》から、明快な解答を得ることができる。同報告書は、イギリスの對華貿易不振の具體的な事實をのべた後、大略次のように指摘している……「もしもイギリス人が、儉約でしかも勤勉な「この特殊な國民」を知るならば、われわれの貿易不振は決して「奇異」なことではない。われわれが忘れてならないことは、西歐諸國がいまだ羊皮を着用していたはるかな時代から、自ら布を織つていたこの「世界最大の工業國民」と、われわれは開港貿

易の當初から競争しなければならなかった、ということである。即ち、イギリスの〈四十ヤード〉の棉布を賣り込むためには、彼らの同じ量の棉布にとってかわらなければならない。しかるに中國の農民は〈園藝家〉であると同時に〈製造家〉であり、自ら梳き、自ら紡ぎ、自ら織るのだ。彼らの農舍にある〈原始的な紡織機と粗末な附屬部品〉をみれば、マンチエスターの製造家はきつと冷笑するにちがいない。しかし、無數の人力と休むことなき勞働によって、それはわれわれの〈蒸氣動力〉にうちかつのである、云々。同報告書は、福建の一農家を例にあげて、農業と家内手工業との具體的な結びつきを詳細に紹介し、中國のいたるところにあるこの〈美しい經濟構造〉が、まさにイギリスの輸出棉製品をしめ出していることを指摘している。そして、沿海城市の一部富裕階級を除いて、中國の勤勞人民が誰一人イギリス製品を着用していない事實、さらに《南京條約》後二、三年のころには、中國からロンドンへ向けて輸出される絹が、マンチエスター産の〈上等棉布〉で梱包された事實をもあげている。

以上によっても、農業と家内手工業との結合した中國古來の經濟構造が、イギリス棉製品の輸出をけんせいしていた事實がうかがえる。五口開放以後、西歐資本主義製品の侵入は、殊に通商口岸の周邊地域でかなりの程度中國手工棉紡織業を破壊していたが、それはまだ奥地にまで影響を及ぼしていなかった。開港後の十餘年間は、いわば中國の封建的小商品生産が、外國資本主義の侵入に對して鬭争した過程であり、やがて前者が後者にうちまかされて行く過程であつたといえる。

對華貿易の不振、この矛盾と障害をとりのぞくこと——そういう方向へ以後のイギリスの對華政策はつらぬかれて行く。このことはさきにあげた第二の原因とかかわってくるものであり、要するに條約を〈効果的〉に執行し、市場としての中國をより一層イギリス資本主義のもとに従屬させるための、政治的な手段を獲得することにはかならなかった。

當時この面で最もらつ腕をふるったのがイギリス領事オールコックである。彼は、アモイ（一八四四）・福州（一八四五）・上海（一八四六―五四）・廣州（一八五四―五八）と各地の領事を歴任し、上海領事在任中に彼の領導下に稅務司を創設させて

いるのであるが（後述）、當時副領事であつたウェードと共に「最爲狡詐」^(二二)と清朝地方役人からはおそれられた人である。オールコックは、イギリスが自らの武力によつてひきおこした中國との「外交問題」の「眞剣な研究家」の「第一人者」でもあつた。^(二三) 彼は一八四八年三月、貿易監督官への報告の中で彼自身の「堅い信念」を次のようにのべている——「基本的なまた最も重要なことは、『第一に』處女市場に接近すること、『第二に』われわれの貨物の内地における自由な流通、および中國の生産物を生産地から海口に運ぶのを制限するための一切の財政上の口實をとり除くか、もしくは効果的な統制をなすこと、そして最後に、内地における一切の屈辱的な旅行制限を撤廢すること、である。……」^(二四)と。こえて四九年一月には、『われわれの現在の地位と對華關係の狀況』^(二五)と題する長文の覚え書きを草して同じくホンコンの貿易監督官に提出しているが、その中でオールコックは、現在の「不利」な地位として次の四點をあげている——「1、廣東における生命・財産に對する不安全。2、處女市場に近づく方法と、われわれの工業製品を内地に運び、かつその消費高を確かめる手段を持たないこと。3、若干の重要品に對する稅率の不整備。4、政治的諸關係における相互性と平等の缺如、およびわれわれの社會的・政治的地位における多少の劣位」^(二六)。以上の諸點を指摘してそれぞれについての彼自身の意見をのべているが、その中でオールコックは、現在の「制限された利益」を「最終の成果」として受容するか、もしくは再度戰爭をひきおこして現狀を「改變」するか、そういう分れ目にイギリスは立たされている、とのべ、〈今や〉イギリス政府は多少の「危険と困難」をおかしても、〈中國をわれわれの工業製品の偉大な市場にするため〉に、〈大きな見通しをもつた方策〉を講ずるべき時が來た、とのべている。^(二七) 彼はさらに續けて、〈茶と絹の天產物をわれわれは持っている。アヘンとインド棉花のための市場もわれわれの手中にある。われわれは同様に廣大でかつ有利な市場を、われわれの殆んど無制限な工業製品——棉織物・毛織物・刃物類——のために欲しいのである〉^(二八)と。こうしてオールコックは、イギリス商品の市場開拓のためには武力を發動することもあえて辭さないばかりか、その必要さえ強調しているのである。彼はまた一八四八年の「青浦事件」^(二九)でみづから試みた體驗からは、次のような「結論」も得ていた——「あふれんばかりの人口をもつ中國の

ような領土の廣い帝國においては、もし一戰も交えずに大きな利益が得られるとすれば、それは首都を包圍しかつ強力に封鎖することだ。そしてそのことは、早春、北京がその年の供給を仰いでいる穀物と貢物とをのせたジャンクの通路である大運河の河口に、小艦隊を派遣することによって効果をおさめることができる。この種の威壓手段は、中國の邊境もしくは沿海にある二十の城市を破壊するよりも、さらに効果的なのだ。」と。清朝政府との交渉を有利に導くためには、威壓手段に訴えて、揚子江から北京への水路にあたる大運河を封鎖することが、いかに効果的な〈成功〉をおさめるか、オールコックは一八五二年一月貿易監督官にあてた《祕密文書》の中でも、〈青浦事件〉の教訓に注意を向けつつ、とくに〈中國の政治的狀況〉から現在が最も適當な時期であること、封鎖の季節としては春におくれないこと、機先を制して實行すれば數隻の戰艦でまちがいなく成功をおさめ得ること、をのべ、さらに、運米船が海路をとる際、その出港地にあたる上海がいかに重要な位置にあるかを指摘している。

こうしてオールコックは、イギリスブルジョアジーの期待をになつて、中國市場開拓のために狂奔した。一八五一年同じく彼が貿易監督官に提出した報告の中では、より具體的に、〈條約の基本的目的〉を保障するためには、〈正直で有能な税關〉が不可欠である、とのべている。オールコックの〈堅い信念〉であつた關稅の〈効果的な統制〉をなし、〈條約の基本的目的〉を保障するための〈正直で有能な税關〉は、揚子江の河口であり外國貿易の中心地であつた上海で、まもなくその具體的な姿を顯現する。これがほかならぬ《稅務司》であつたのであるが、ここで、イギリスの對華貿易の正常な發展を阻害したアヘン貿易についてふれておかなければならない。

2、アヘン貿易の進展——銀の流出とその影響

さきにみたように、開港後の棉製品を中心とするイギリスの對華貿易は不振をきわめた。一方この時期においても中國からのイギリス向け絹・茶の輸出は年々増進していたから、イギリスはいわゆる〈一般貿易〉（アヘンを除く）の上で赤字を出すこととなつた。こうしてへかなり長い間、〔中國からの〕輸出は輸入を超過し、これが貿易尻の決濟のために（イギリ

スは〕銀貨を多量に輸入することになった^(二四)』という。實際モースは現銀の中國への輸入額をかぞえあげて次のような數字を出している。即ち、P. & O. (大英輪船公司) によって持ちこまれたものだけでも、

一八五三年……………一五四萬四五〇〇ドル

一八五四年……………二一〇萬二七〇〇ドル

の現銀 (treasures) が中國へ輸入された^(二五)』とい、そのほかにもさらに多くの現銀が、貿易差額をうめあわせるために運ばれたものと推計している。

モースは、以上のような殊に一八五〇年代初期におけるイギリスの對華貿易上の事實 (逆調) を次のような言葉で評している…「この數年來、十八世紀の廣東での狀態が、再び上海でくりかえされた^(二六)」と。これはしかし一面の事實ではない。というのはアヘン貿易を考慮に入れるならば、事情はかなり異なってくるからである。

アヘン戦争はモースの辯護にもかかわらず、アヘン問題が大きな原因となっておこしたのは周知の事實であるが、その結果締結された《南京條約》では、林則徐によって沒收・燒却された二萬箱のアヘンに對する《賠償》として、六〇〇萬^(二七)圓をイギリスに支拂うことを明文化したほか、アヘン問題については一切規定されていない。

清朝政府は、アヘン戦争以後もアヘン嚴禁の態度を堅持した^(二八)。すでに清朝のアヘン禁令をふみにじることによってアヘン戦争をひきおこしたイギリスは、戦後も主要な「貿易品」であり、かつインド政廳の重要な財源^(二九)であったアヘン貿易を、自ら放棄する意志も勇氣も持ちあわせてなかった。《南京條約》交渉以來イギリスは、他國商人もしくは中國内地に「接買之人」がいる限り、イギリス商人の販煙を禁止することはできない、と不名譽な責任を一切他に轉嫁することによって、アヘン貿易を禁止する誠意のないことを示した^(三〇)。むしろイギリス當局も、アヘン貿易 (およびそれに隨伴する一般商品の密貿易) による中國市場の荒廢を前にして、それに對する何らかの規制を施す必要を痛感してはいたが、アヘン貿易を直ちに禁止する考えはみじんもなく、ひたすらその「合法化」を清朝政府に向ってくりかえし要求するだけであった^(三一)。清朝にし

てみれば、依然として嚴禁の態度をとりながらも、再び戦争と賠償をあがなう覺悟がなければ、その禁令を實行できない「心理的狀態」に立たされた。^(三三) こうしてアヘンは條約上明確な規定を缺き、従つて徵稅の對象にもなることなく、「非法」のまま、なかば公然と輸入されることになった。

《南京條約》以後中國へのアヘンの輸入は統計上、一八四三—四九年には年平均三萬二千餘箱、一八五〇—五四年には年平均五萬餘箱と増加し、一八五四年には一年間で六萬餘箱が中國へ輸入された。^(三四) そのすべてがイギリス船によつて運ばれたものではなかったが、筆頭はいうまでもなくイギリスであつた。^(三五) こうしてアヘンは毎年二—三〇〇〇萬兩の銀を中國から吸いあげて行つたのである。^(三六)

今、試みにアヘンをも含めて一八五四年の中・英貿易の收支を略記してみると次の通り……これによつてみれば同年

A、輸入…アヘン……………	二四〇〇萬ドル
棉製品・その他……………	九六〇〃
計……………	三三六〇〃
B、輸出…茶……………	一五〇〇〃
絹……………	九二〇〃
その他……………	一五〇〃
計……………	二五七〇〃
C、收支〔A—B〕……………	七九〇〃

く、銀の中國流入という「十八世紀の廣東での狀態」をくりかえしていたのではなく、銀の國外流出という十九世紀初頭アヘン密輸開始以來の「廣東での狀態」が、依然繼續していたのである。

中國からの銀の流出は、アヘンによるものだけにとどまらなかった。アヘン貿易に隨伴して、一八四〇年代末から五〇

中國は對英貿易で七九〇萬ドルの「入超」をきたしている。上の統計を一應信用するとすれば、絹・茶によつてえられた中國の銀〔二四二〇萬ドル〕は、そっくりそのままアヘンの支拂い〔二四〇〇萬ドル〕のためにあてられていることに氣づく。換言すれば、中國の對英輸出の大宗をなす絹・茶によつて得られた購買力は、毒物の輸入によつて帳消され、ためにイギリス棉製品をかう力を減殺した。

右の一例によつてもわかる通り、一八五〇年代においても銀は全體として絶えず中國から流出していたのであつて、モースの言うごと

年代初期にかけては密輸の最盛期を現出し、ことに上海は外國商人にとつての「黄金郷」であつた。^(三八)そして太平天國革命運動が勃發した一八五〇年代初期においては、外商は「官軍」と「叛亂軍」のために軍需物質の供給者であり、租界のいわゆる「中立」は、外商にとって現實には交戦雙方から利益をひき出すことを意味していたにすぎない。^(四〇)當時の上海イギリス領事オールコックは、道臺吳健彰に向つて次のように白狀している……「各國安分夷商、悵逆匪踞擾以致貨物滯銷、僅十之二。其希圖漏稅接濟火藥・糧食漁利者、竟十之八。」^(四一)即ち、内戦によつて商品が賣れずばやく「安分」の商人よりも、混亂に乗じて軍需物資を賣りさばき、利をあさる商人の方が多し、というのである。このことは當時における外商の「貿易」活動の一面の事實を如實に物語っており、これによつて彼らがどれほどの利益をあげたかは想像しかねる。まして統計に表わされるはずもなかったが、彼らの「十の八」がこれに参加していることから考えると、その「利益」が決して小さくなかつたことだけはたしかである。

以上によつて明らかなように、アヘン貿易による銀の流出と、それに隨伴した密貿易による中國市場の荒廢が、貿易の正常な發展をさまたげた大きな要因であつた。ことにアヘンによる銀の中國からの絶えまない流出は、銀の市價を騰貴させることによつて直接農民大衆の生活をおびやかしたことはいうまでもないが、^(四二)ここでは特に一八五〇年代初期、貿易港上海を中心にあらわれたきわめて特徴的な現象について、若干ふれておくことにする。

折しも太平天國革命の勃發、殊にその南京占領（一八五三年三月）によつてひきおこされた「人心の不安」は、いわゆる「一般輸入品」（棉製品を主とする）に對する需要を激減させ、遠路もち來たつたイギリス棉製品は販路を失なつて棉產地上海で商人の倉庫につみこまれた。^(四三)一方、清朝既存機構の動搖と混亂による統制力の減退に乗じて、密輸（アヘンを主とする）は「最盛期」に達していた。「合法貿易」の減退と「非合法貿易」の増進——このような狀況は「安分の夷商」にとつて壊滅的な打撃を意味した。對華貿易からの利益はことごとくアヘン商人に持ち去られて行く。^(四四)彼らは對華貿易から「銀」を獲得しえないばかりか、絹・茶をかうために現銀を「多量に輸入」しなければならなかつた。この意味ではまさしくモ

一スのいわゆる「十八世紀廣東での状態をくりかえしていた」のである。しかも彼ら「安分の夷商」は、數の上では「僅か十の二」にすぎなかったとはいへ、イギリス資本主義と直結し、その製品の直接の販賣者であったことを忘れてはならない。^(四五)

一八五三年春から秋にかけて特に尖鋭化した貿易の場からの銀の消失は、銀による交易活動を殆んど不可能にした。^(四六) 貿易上の銀危機 (money stringency) 状態は、スペイン銀 (Carolus dollar) の爲替相場を暴騰させ、^(四七) そのため外商らは中國政府に對する關稅の納入も困難であるとして、商品を買取りさばくまでしばらく關稅納入を延期してもらおうよう、訴えるに至った。^(四八)

銀危機の影響は、單に外商にとつてばかりでなく、内地商人にとつてもそれは更に深刻であつた。アヘン貿易による銀の國外流出と、一部有力商人による銀の退藏と、この兩面からする銀の流通面からの拂底は、零細な貿易商人を危地に追いやつたのである。上海小刀會は、まさにこうした零細貿易業者を中核として結成された祕密結社であり、^(四九) 以上のような状況のもとで彼らはついに「叛亂」をおこしたのである。

二 稅務司の創設過程

1 上海小刀會起事と江海關

一八五三年九月七日 (咸豐三年八月初五日)、この日上海縣城では孔子生誕を紀念する儀式がとり行なわれるはずであつた。しかしその日未明、上海縣城は「青天の霹靂」のごとく、^(五〇) 小刀會によつて占領されたのである。知縣は殺され (この騒ぎで殺傷を受けたのは知縣と彼の護衛と二人だけであつた)、道臺は殺害を免がれて城内に監禁されたが、二日後には外人に「救助」されて租界へおちのびて行つた。^(五一)

こうしてわずか數時間のうちに上海地方政府は壊滅した。租界バンドに建つていた清朝海關も、この騒亂の中で「暴徒」^(五二)

によってうちこわされ、海關事務は一時停止する。

さきに太平軍の南京占領は、上海外僑に深刻な不安と關心をまきおこしていた。英・米各公使があいついで南京を〈訪問〉したのも、彼らの憂慮から出ていた。^(五四) しかも、〈南京視察〉の結果は、太平天國に對する外國側の〈期待〉をうらぎられた——太平天國は外國側に對し對等の外交とアヘン嚴禁を要求する態度をとったから——矢先に、このたびは〈外商貿易の唯一の寄託所〉^(五五)とされた上海租界の、つい目と鼻の先の縣城が、太平天國と關係のあると思われた小刀會によって占據されたことは、外國側にとって彼らの〈利益〉に直接かわるものとして重大視した。^(五五) 外國側は、條約相手たる清朝の地方政權がひとたまりもなくついえ去り、條約によって〈當然受けるべき權利〉^(五五) 商務の保障と生命・財産の安全を清朝當局に期待することができないという理由で、みづから〈租界防衛〉の名のもとに、種々の既成事實をつくりあげて行く。

小刀會による上海縣城占領の二日後（九月七日）、イギリス領事オールコックは、アメリカ副領事カニンガムとかがたり、出入船舶の結關手續に關する《臨時規則》なるものを公布して、早くも海關掌握のための布石をしいた。この《臨時規則》の内容は、出・入船舶および貨物の結關手續を、すべて領事館で行なうこと、また關稅は現銀で納めてもよいし、それができなければ〈約束手形〉（四十日以内に現銀にかえて支拂う）を以て代納することもできる、^(五七) というものである。〈約束手形〉の採用は、前節でのべたような當時の銀缺乏に對應した補救措置であつたことはいうまでもない。

この《臨時規則》を公布するにあたり、イギリス領事は長文の通告を出して、この規則を制定するに至つた理由を説明している。その要點は、目下上海地方政府はくつがえされ、海關行政も停頓しており、外國租界内の〈財産の安全〉についてのも憂慮すべき實情にある。こういう狀況のもとでイギリスは海關規定を遵守して關稅を納める義務はなくなったのであるが、ただそのことゆえに〈大英帝國と中國皇帝との間に結ばれた神聖なる條約を廢止することはできない〉から、地方政府の回復まで《臨時規則》に従つて船舶の一切の出入關手續を行なう、というにあつた。かつ、これによって中國の

條約上の權利に關稅徵收權を「保護」することは、イギリス僑民の「信義」に基くものである、というのである。^(五) もっともこの「信義」に基く措置は、中國政府に對しては事前は何の通告もなされなかった。《臨時規則》の内容については先にみた通りであるが、要するにそれは關稅の「領事代徵制」であつた。この「領事代徵制」が、事實上どのような意味をもつていたかについては、すでに『帝國主義侵華史』の中で指摘されている通り、それは第一に外國側が中國の關稅を侵奪するためのヴェールの役割を果たし、第二に中國自身の海關再建をこぼむ手段となつたのであるが、^(五九) いうまでもなくそれが、《稅務司》創設への布石であつたという點で、それまでのいきさつをもう少し具體的にたどつておきたいと思う。

ところで、中國の關稅徵收に外國領事が協力し干預することについては、さきに條約でとりきめられていた。^(六〇) もともと外國側が中國の關稅徵收に際し領事を立ち合せた意圖は、從來廣東における清朝稅官吏の勒索にこりて、それをやめさせ、「協定稅率」をあやまりなく實行するためであつた。しかしながら、當時イギリス以外の各國領事が、いわゆる「商人領事」として自らが商人であり、^(六一) 走私活動——密貿易・關稅のがれやごまかし——に忙しかたまわつた張本人でもある彼らが、中國の關稅徵收に「協力」できるはずもなく、従つて同規定は、たとえばアメリカがアヘンをふくむ「違禁貨物」の貿易禁止規定（望廈條約第五・三三條）を自らふみにじつたことに典型的に示されたごとく、實行されなかつたのである。こうして一八四〇年代末から五〇年代初のころにかけて、文字通り走私活動が「普遍的狀況」となつたのであるが、こうした中でイギリス政府は、自國商人の要求により、領事が中國の關稅徵收に協力し干預することを規定した中英南京條約第二款に相當する條文が、アメリカ・フランス兩國の條約にないという「理由」で、イギリスの同條約義務は、「最惠國條款」の規定によつてすでに「解除」されたとし、一八五一年五月、中國政府の諒解を得ることなくこれを一方的に廢棄する旨宣言している。^(六二) このことを駐華公使兼貿易監督官ボナムに通達した外相パーマストーン^(六三)の書翰の中には、次のようにのべてあつた——「條約義務」は「雙方の努力によつて」成立するものであり、中國政府がその官憲の怠慢によつて、關稅徵收のための共同の責任も意思も放棄しているのであるから、イギリス政府だけが「條約義務」を果たす必要はなく、

従つて今後イギリス領事當局が、中國の稅收を保障するためになされる一切の干涉を放棄する、と。^(六三) こうして、本國

政府の公認のもとに、イギリス商人もまた中國で氣がねすることなく走私活動に参加できたのであるが、アヘンを中心とした密貿易の進展は、中國市場を荒廢させ、そのことは《南京條約》以前の狀態に、事態をおしもどしかねなかった。このような事態をいちばんおそれたのは、いうまでもなくイギリスの産業資本家だったはずであり、また彼らの中國での忠實な代表者であるオールコックであった。彼らが求めたのは決して條約の放棄ではなく、その《効果的》な執行であった。だからオールコックは、上海小刀會の縣城占領から時を移さず、《臨時規則》を制定公布するというすばやい措置によつて、先に中國政府が共同の《條約義務》を果たしていないとの理由で、一方的に廢棄した《制度》を、同じ理由と手口で、再びそれをより《効果的》に實行しようとはかつたのである。《領事代徵制》は、以上のような意圖から計畫されたものであり、中國海關行政權を外國勢力によつて掌握しようとする意圖を、はじめから持つていたのである。

これまで、小刀會の上海縣城占領によつてひきおこされた混亂の中で出された《臨時規則》について検討した。ここで、江海關監督の任を帯びたまま租界に《亡命》した上海道臺吳健彰のあとを、しばらく見て行くことにしよう。

道臺吳健彰は、さきに縣城が陥ると一時城内に監禁され、まもなく租界に《避難》したにもかかわらずその事實をかくし、このたびの縣城失陷は不在中のできごとで、變を聞いて急ぎ縣城にひきかえしたのだと嘘の報告をなして、^(六四) 罷免をま

ぬがれた。縣城失陷の際、彼は海關監督の官印を失なつた。そこで彼は《常州漕運使》の官印を以つて代用し、從來通り關稅徵收事務を續ける旨を通告した^(六五)（十月十日）。この通告にこたえてイギリス領事オールコックは同日付で吳道臺にあて、

《本領事は、貴下が江海關に復職し事務を開始してから、關稅徵收について談判》したい、と照會を呈した。^(六六) こえて十二

日吳道臺はイギリス領事に對し、九月七日（縣城失陷）以前のイギリス船十隻による缺稅銀四萬五千兩を納入し、また同日以後の絹・茶稅の未納分も調査の上代收してほしい、と要望した。^(六七) これに對しオールコックは、イギリスは先に《臨時

規則》を制定して關稅納入を《保障》しようとしたが、この規則が本國政府の批准を得るまでは、イギリス商人から中國

政府に關稅を納めるわけに行かぬ、とのべ、最後に「縣城が官軍に收復され、海關が再建されて貴下が任に復してから話し合いたい」と前言をくりかえした。^(六八)

このように何回かの照會のやりとりで問題はいつこうにラチがあかなかつた。吳道臺は、關稅收入が莫大であり、當面彼自身の地位と名譽にかかわる縣城奪回に要する軍資金を確保するためにも、關稅徵收を焦眉の急と考えていた。それゆえ、くりかえし領事に向つてイギリス商人の未納稅を徵收し移交するよう要請したのであるが、オールコックはそのつど「縣城收復までは應じられない」という態度を固執し、道臺の申し入れを拒絶した。十月十四日付でイギリス領事にあてた吳道臺の照會は、彼の焦燥感を反映してかなり脅迫めいたものになつてゐた。^(六九)これに對するオールコックの照復も前者におとらずはげしいものであり、長文の上にイギリスの態度と意圖を露骨に表白してゐた。その中でオールコックは、上海が難を免がれたのは「わが軍艦大砲の掩護」のおかげであり、しかも「目下貴國海關はすでに存在していない。上海地方に對しては貴國はまた統制權力を失した。かつ他國商人は機に乗じて逃稅できる。このような狀況のもとで貴國皇帝はいかなる種類の法律もしくは條約權利に基いて、イギリス商人から關稅を徵收しようというのか？」もしもあくまで關稅の徵收を要求するならば、「これはわが國の商業に對する一種の敵對もしくは侵略行爲」であり、かかる「挑發」行爲をくりかえすならば、イギリスは「必ず報復を實行する」であらう、とおどしてゐる。^(七〇)

こうして縣城失陷以來、清朝の海關事務は一大頓挫をきたし、この機會を遺憾なく利用することによつて、イギリス領事を先頭とする外國勢力は、重要な貿易港上海の海關を奪取する方針を貫徹して行く。

2、稅務司の創設

道臺は前節でみたように未納關稅の追徵を要求すると共に、うちこわされた海關の再建を急いだ。海關はもとイギリス租界バンドに建つていたのであるが、先述のようにイギリスは當面清朝政府の關稅徵收權を事實上否認し、かつ交渉にも應じない態度をとつた。その上、いわゆる租界の「中立」の名のもとに、舊址への海關再建をこぼんだ。それでやむなく

吳道臺は、蘇州河上に軍艦を浮べて臨時の海關にあてゐることに決し、十月二六日イギリス領事にその旨を通告した。^(七二)これに對しオールコックは前言を固守して本氣にとりあおうとせず、船隻を以つて海關とみなすことが〈適當〉かどうかは、ホンコン駐在全權公使の〈裁決〉をまたねばならぬ、と答えた。^(七二)フランス領事ははじめからそれを無視する態度をとり、現在上海には中國の海關は存在しておらず、従つてフランスの商船に對しては自由に出入港させるのだと主張した。^(七三)〈浮動海關〉をまがりなりにも〈承認〉したのはアメリカ領事館だけであつたが、^(七四)これも翌五四年一月には自國商人に向つて通告を發し、目下中國當局はその他の國家の船隻に對し、報告も納税も受けずに入港を〈准許〉してゐるのであるから、アメリカ船隻も納税を納める必要はない、との公使の〈訓示〉をつたえ、それは中米條約Ⅱ望厦條約第二款に規定する〈最惠國條款〉に基くものである、として〈正式〉に上海の〈自由港〉宣言を行なつた。^(七五)こうして上海は〈完全に自由港と化した〉のである。^(七六)

吳道臺のせつかくの關稅徵收の試みもこうして完全に失敗に歸した。〈浮動海關〉が何らの機能も發揮しえないことを悟つた吳道臺は、その計畫を變更し陸上に海關を再建しようと考えた。ところで、租界バンド上の舊址に海關を再建することは、イギリス領事の反對にあつて實現できなかった。^(七七)そこで彼は、蘇州河北岸に臨時の海關を開設することに決し、五四年二月九日より同所において海關事務を開始する旨、英米佛三國領事に通告した。これに對し三國領事は連名で返書を送り、海關監督が〈條約國・無條約國を問はずすべての國の船隻に、一律に監督權を行使する〉ことを條件に、蘇州河北岸の海關を、〈縣城が收復され、もとの場所に海關が再建されるまで〉の臨時の海關として〈承認〉する旨、通知した。^(七八)二月六日。縣城失陷以來の懸案もここに結着したかにみえた。

蘇州河岸に海關が再建されて後も、外商の走私活動は依然やまなかつた。吳道臺は、外商の偷漏——關稅のがれ——を取り締るため、次のような措置を講ずることにした。即ち、〔イ〕中國内地から上海に運ばれる貨物の輸出税は中國商人に納めさせる、〔ロ〕そのため内河に沿つて二つの關卡を設ける、というものである。吳道臺はこの旨を三月二十五日各領事

に傳え、このようにすれば脱税行爲を防止し、中國の稅收に有利であるばかりでなく、外國官員も商人もまた多くのわずらわしさから免がれるであろう、とのべた。^(七九) 吳道臺のこの措置は、約言すると海關は單に外商から輸入稅を徵收するだけの機關となり、輸出稅は内地に設けられた二つの關卡で中國商人から徵收することになる。これに對して、關稅徵收が完全に領事の統制を離れることを恐れた三國領事は、五月一日連名の返書を送り、その中で、内地關卡の問題は單に中國政府の稅收權のみならず、外國貿易の利益に對してもきわめて重大な關係があるゆえ、各公使の指示を待つて適當な措置をとるであろう、とちよつかいを出して來た。^(八〇) そして五月九日、三國領事は各自國僑民に對する共同通告の中で、道臺が内地關卡で徵稅することは、〈本埠（上海）海關の放棄〉を意味するものであり、かつ關稅を内地で徵收する措置は〈あきらかに條約違反である〉から、各外商は内地關卡の〈勒索・非法〉行爲によつてこゝむつた損害を實證するための〈資料〉を提出するよう、呼びかけている。^(八一)

以上のように、清朝地方當局の海關再建の計畫と努力を執ように妨害しつつ、イギリス領事オールコックを先頭に外國側の中國海關行政權の侵奪計畫は、いよいよ具體化して來るのであるが、これより先、四月四日の清軍と租界軍との間におこったいわゆる〈泥城の戰い〉は、上海の清朝地方官憲と外國勢力とが、より親密に結合する契機をつくつたこと、^(八二) かつて海關監督としての吳健彰の無能ぶりは、ますます外國側に乘ぜられる機會をつくつた。さらに新任のアメリカ公使マックレーンは、〈條約改正〉の要求をたゞさへ來たり、〈恭順〉をよそおいつつさかんに清朝當局に壓力を加えていた。^(八三) 六月なれば、オールコックは年來の〈堅い信念〉を實現すべく吳道臺に向つて、もし中國當局が海關に外國人を任用するならば、〈イ〉密輸を止めさせるために協力する、〈ロ〉イギリス租界内で海關事務を行なうことに反對しない、〈ハ〉イギリスの武力を提供して保護する、〈ニ〉〈約束手形〉による缺稅を全部支拂う、とさそいかけた。^(八四) もはや關稅徵收が自力では望みのなくなった吳道臺は、ついにその誘惑に負けた。一八五四年六月二十九日（咸豐四年六月初五日）、吳道臺とイギリス・アメリカ・フランス三國領事との間に、外國人を中國海關に〈任用〉する《協定》が、かくて結ばれた。

この《協定》^(八七)は前文と八カ條とからなり、前文で、三國領事は關稅徵收を最も《效果的》にし、關稅徵收に關する條約の執行を《保障》するための《最良》の中國海關を組織したいという道臺の《要望》を容れ、以下に掲げる各條項を採用することに《同意》した、とのべ、かつ道臺は、《中國の稅收》と《正直な商人》を保護するために直ちにそれを實施する、と記されていた。^(八八)次にこの《協定》の重要な箇所だけを略記しておきたい……

〔1〕 道臺の《困難を解決》するため、中國海關に外國人を《任用》する（一條）

〔2〕 海關組織——道臺によって《任命》された一人またはそれ以上の外國人（Inspectors of Customs）。通譯・書記・貨物検査員等の中外屬員。外國人船長と水夫からなる監視艇。一切の費用は關稅收入の中から道臺により支出。

人員に對する俸給は優遇支給する^(八九)（二・六條）

〔3〕 稅務司（Inspectors）——三國領事は各一名を稅務司に選出指名し、道臺はこれを《任命》する。三稅務司は單一不可分の關稅管理委員會（Board of Inspectors）を構成する。稅務司は中外屬員を選任する權限を有する（三條）

〔4〕 稅務司の進退——稅務司の不法行爲・職務怠慢等進退に係る案件は、道臺と三國領事とによる《混合法院》で裁決する。裁判は投票により多數決で決し、その際道臺は二個の投票權を有する。制度の根本的變更もしくは各領事の同意がない限り、稅務司は免職されない（四條）

〔5〕 稅務司の職務——一切の海關行政を行なう。稅務司は海關内に事務所を占め、自由に中國海關冊籍・公文を參閱できる。また船舶・徵稅に關する詳細な記録を中・英兩國語で作製保管し、隨時にもしくは定期的に監督衙門の冊籍・公文と比較するために備える。稅務司は道臺もしくは三條約國領事の《公式の要求》があれば《情報》を提供しなければならぬが、それ以外に他に情報を提供する權限はない（五條）

この外、海關監督の發する證明書類または《他のいかなる公文書》も、稅務司の《副署と檢印》がなければ効力を發しないこと（五條）、すべての外國船舶の出入港等には《いかなる場合》でも必ず領事の《承認》を経なければならないこと

(同上)等がおりこまれていた。

大體以上が、この《協定》のおもな内容である。この《協定》の中には多分に領事の干預權がおりこまれていること、極言すれば、中國の一通商口の開關行政權が完全に外國勢力の手中におさめられていることを看取し得ると思う。海關監督は領事の指名する外國人を《稅務司》として〈任命〉するだけであり、監督の一存で彼をクビにすることができないばかりか、稅務司の〈副署と檢印〉がなければ監督の公式文書も一切その効力を發しないのである。また稅務司の不法行爲や職務怠慢を彈劾する〈混合法廷〉において、道臺は二個の票決權を賦與されたのであるが、それは一種の詐術であつて、三名の外國領事は永遠に多數を占めるはずであつた。その意味でこの〈新しい機構〉は、領事館の一つの〈附屬機關〉にすぎなかつた。^(九〇)

中國海關を外國勢力によって獨占排他的に支配しようとするこの《協定》の意圖は、きわめて明白である。このことは、早く一八四八年當時オールコックの考へていた關稅の〈效果的な統制〉の具體的表現にほかならず、片務的協定稅率とそれは表裏一體をなすものであり、その執行者であつた。

三 稅務司創設の政治的意義

私は以上において、上海における稅務司創設の背景とその過程をたどつて來た。一八五三年秋、上海小刀會の縣城占領は、はしくも中國海關を外國人に掌握されるきっかけをつくつたが、そのことは小刀會に何の責任もない。稅務司創設の背景には、開港以後のイギリスの對華貿易不振という事實があり、それを打開するための政治的手段を確立することが、イギリスの當面する緊急課題となつてゐた。まさにその方向において稅務司は〈創設〉されたのである。^(九一)《南京條約》以後の貿易不振を打開する方策として、イギリスは外交的には一八五三年初頭以來〈條約改正〉の策動を開始し、以後くりかえし清朝當局に向つて要求して來たが、その目的を達成するために再度の恥すべき侵略戰爭Ⅱ第二次アヘン戰爭を経過

しなければならなかった。《天津條約》（一八五八）・《北京條約》（一八六〇）において、外國勢力はその要求の全部を獲得したのであるが、それに至る段階で〈創設〉された税務司は、政治的にもきわめて重要な意義をもっていた。

税務司の創設に關しては、西歐人の多くの著書の中で詳細な記述がなされている。そしてそれらの結論はほとんど異口同音である——いわく、税務司の創設によって〈密輸〉はなくなり、〈税收〉は増加し、要するに〈成功〉した、と。その〈成功〉がいかなる性質のものであるかはしばらくおき、最後に私は税務司創設の政治的意義を明確にしておきたいと思う。

まず第一に、税務司の〈創設〉が、上海租界の擴張・強化を目的としたいわゆる《第二回土地章程》の制定・公布と時を同じくしていることに注意したい。オールコックが、小刀會の上海縣城占領による清朝地方政權の崩壊した中で、いちはやく《臨時規則》をしき、ついには先にみたような《協定》をでっちあげて中國海關行政權を掌握したいきさつは、すでにのべた。彼はそれと殆んど相前後して、租界の〈自治權確立の要望〉を達成するため、《第一回土地章程》（一八四五）の〈不備缺陷〉を〈改正〉すべく、ひそかに草案作製をすすめていた。一八五三年五月、オールコックはできあがった草案をアメリカ副領事に提示し、同國公使をも加えた三者間の検討をへて、翌五四年七月、《第二回土地章程》として公布している。^(九二)土地章程〈改正〉の目的は、發案者であつたオールコックの説明によれば、〈新章程は全外國人の社會が借地人を通じて市政の目的のために自治權と課税權とを確保し、同時にこれ等の二個の手段を以て外國人自らの安全と幸福とを公然と保持し得べき計畫の下に作製せられたものである〉^(九三)という。この〈世界的社會〉が〈自治權と課税權とを確保〉するための〈新章程〉の作製にあたつては、事前に中國當局へは何の相談ももちかけられなかつた。^(九四)ここでこの章程の全般にわたつて考察する必要を認めないが、ただこの片面改正が、さきにたどつて來た税務司の創設に至るまでと同一の環境の中で、同時にすすめられ、しかも殆んど時を同じくして發布せられていること、を指摘しておかなければならない。^(九五)要するに税務司は、《協定》でうたわれたような單に〈中國の税收を保障〉するためばかりでなく、よりいっそう中國の

利權を侵害する〈租界〉行政と密接なかわりをもって、〈創設〉されたのである。

第二に、税務司の〈創設〉は、外國側が清朝政府の海關行政に外國人を〈任用〉することを〈協定〉することによって、上海における今までの〈中立〉の態度をすてはつきりと清朝支持にまわったことを示したことである。一八五三年太平天國の南京定都前後は、清朝政權が重大な危機に直面した時期であり、従つて清朝と條約關係を有する外國側にとつても、一八五三年は〈最も危険な年であつた〉^(九六)。この革命運動の高潮期において、情勢を〈見通し〉えなかつた外國側は、交戦雙方に對し〈中立〉の態度をとる以外になかつた^(九七)。その間彼らは、南京に太平王を〈訪問〉し、上海縣城に小刀會首領を〈訪問〉して、情勢を〈觀察〉したのだった。一時的便法にすぎなかつたこの種の中立が、従つて情勢の〈見通し〉さえつけば、いさぎよくすて去られるのは當然のことであつた。これまで吳道臺の關稅問題についての善處要請を、〈縣城收復〉までは應じられないと、にべもなくはねつけて來たイギリス領事オールコックが、その態度を豹變して、〈縣城收復〉を待たず、みずからのイニシアティブにおいて同問題を〈解決〉しようとはかつたことは、その邊の事情を雄辯にものがつた^(九八)。上海における税務司の〈創設〉は、まさに清朝の關稅を〈保護〉することによって、外國側が革命に反對する立場を表明したものであつた。要するに税務司の〈創設〉は、一面では外國側が〈最も危険な年〉をくぐりぬけて、すくなくとも上海において清朝政權支持の態度を表明した證據であり、他面からみれば清朝が外國勢力に屈服し妥協したことの產物であつた。この内外反革命勢力合作の効果は、まもなく小刀會壓殺の上に遺憾なく發揮された。かくて一八五五年二月十七日（咸豐五年正月初一日）、小刀會の縣城占領以來一年五ヵ月にして、上海縣城は清軍に〈收復〉されたのである^(九九)。

第三に、税務司の〈創設〉は、外國勢力が中國の國家機關たる海關を支配することによって、なによりも財政面から、清朝政府に對し壓力を加え得る立場をこしらえたことである。上海は當時貿易の中心地であり、従つてそこから上る關稅收入は大きかつた^(一〇〇)。戦亂によって租稅徵收が滞りがちであつた當時、太平天國をはじめとする諸〈叛亂〉鎮壓のための軍

資金を確保しなければならなかった清朝政府にとって、關稅收入は重要な財源の一つであった。小刀會討伐にあたつた清軍指揮官吉爾杭阿は、〈夷稅（關稅）のほか、別に他款の籌すべき無し〉⁽¹⁰¹⁾といひ、關稅を唯一のたのみの綱としたのであつた。上海地方官憲が、いちはやく外國勢力に屈服したのも、〈餉源〉としての上海でことをかまえたくなかつたからにはかならず、そのことはまた〈外患〉よりも〈内變〉を最もおそれ、その鎮壓にのみ腐心した彼らの一貫した立場を明示してゐた。そのうえ上海は、南方の租稅米を北京へ運送する據點としての〈海運總匯之地〉⁽¹⁰²⁾であつた。それらのことを一番よく知つてゐたのがほかならぬオールコックであり、彼はすでに一八四八年の〈青浦事件〉の際、關稅納入をこぼみ、運米船をくぎづけにすることをもつて清朝當局を威壓し、事件を〈満足〉に解決した実績を持つてゐた（註二参照）。要するに稅務司の〈創設〉は、外國側にとつて、清朝のど元をおさえることによつて、いくらでも彼らの要求をのませる〈有利〉な條件をきずいたことを意味してゐた。

第四に、稅務司は〈創設〉されるとまもなく、外國側にとつて彼らの〈條約權利〉⁽¹⁰³⁾を行使するための〈最も重要な機關〉⁽¹⁰⁴⁾ (the key institution) となつたばかりでなく、彼は中國との〈外交關係〉⁽¹⁰⁵⁾を牛耳り、またいわゆる〈西洋文明〉⁽¹⁰⁶⁾を導入する窓口の役割をも果たしたことである。封建支配體制を維持するために、これまで對外的にはひたすら閉關主義政策をとつてきた清朝政府も、《南京條約》以後いやおうなく外國勢力との種々の交渉に應ぜざるを得なくされた。しかしながら清朝支配者の長い傳統をもつ夷狄觀は、一片の條約によつてとり去られるには、あまりにも深かつた。彼らの無知な頑迷さは、林則徐のような愛國者をも排斥し、中國人民の反侵略闘争を猜疑することによつて、自ら外國の侵略をまねき、また對外交渉を紛糾させて外國侵略者に乘ぜられる口實をつくつたのである。その上、ことに稅關官吏の腐敗・無能ぶりは、外國商人と内外呼應することによつて殆んど救いがたいものとなつてゐた。以上のような清朝自體の條件は、外國勢力にたやすくつけこまれたのである。稅務司は、條約を〈效果的〉に執行し、關稅收入を〈保障〉するといふ〈正直〉さによつて、たくみに清朝政府の歡心を買ひ取つた。こうして稅務司は、清朝政府と外國勢力との間の、いわばクッ

シヨンの役目をなすことによつて〈外交交渉〉を容易にすると共に、まもなくおこる洋務運動に集中的に表現される〈西洋文明〉を導入する上で、きわめて重要な役割を果たすのである。そして税務司は、彼が直接中國の國家機關たる海關に〈任用〉されていた點で、中國政府に對する發言力は領事よりもさらに大きかつたのである。

最後に附言するならば、税務司は《協定》で示されていたように、監督衙門に常駐して隨意に海關冊籍・公文を調閱することが許されたのであり、そのことはさらに進んで内地市場の調査をはじめ、港灣・交通・鑛山等に關する〈資料〉^(一〇六)を容易にし、政治機密をさぐる役割をも果たしたのである。

一八五四年上海において〈創設〉された税務司は、以上のような性格を持つものであつた。上海にはじまつたこの〈制度〉は、後いくらかの〈制度上〉の變裝を與えられて一八五八年の《天津條約》において中國全海關に一律實施することが規定される。税務司創設の主眼は、先のべてきた通り、イギリスの對華貿易不振を解決する手段を獲得することにあつたが、それは當時イギリスの對華關係の主軸が、商品輸出にあつたことと對應する。税務司の創設によつてイギリスは貿易不振の主要な原因を解決——貿易をあとおしする政治的手段を獲得——することによつて、事實以後の貿易發展への展望をひらいた。しかしながら、税務司の創設は、單に〈貿易〉の上だけでなく、本節でのべたように、その政治的意義がより重要なものであり、それはまた外國勢力の對華關係の變化につれて、ますます重要な意味を持つてくるのである。

むすび

開港以來の貿易不振を打開し、〈條約權利〉を有効に執行するための機關として、イギリスを先頭とする外國勢力は、税務司を創設させた。

税務司の〈功績〉をたたえるために、かりに税務司創設以來〈密輸〉がなくなつたと主張しても——實際にはなくなつたが——、それは外商自身が證言しているように、〈密輸するにあたいしないほど軽い關稅〉^(一〇七)をさえ忌避し、へで

きるだけ時間的に損をしないで金をもうけ、〈そのあとで火事なり洪水なりで上海がすっかりやつつけられてしまつても、それはわたしの知ったことではない。〉といった、〈あととは野となれ山となれ〉式の前期資本主義的素質をそなえた投機商人を規制したことを意味するものであり、そうすることによつてしか、外國側にとつて自己に有利に開放させた中國市場を、組織的に掌握することはできなかつた。^(一〇) その意味で稅務司は、まさにかかる外國資本主義の〈要望〉によつて創設されたのである。

また稅務司の創設によつて稅收が〈増加〉したことも事實であつた。しかしながら清朝政府の關稅收入は、すでに〈協定稅率〉によつてそのわくがはめられていたのであり、それは清朝政府の意志で増減できるものではむろんなかつた。そして稅務司は〈協定〉でのべられたごとく、關稅徵收に關する條約Ⅱ〈協定稅率〉の〈効果的〉な執行者であつたとすれば、彼が中國政府に〈任用〉され、中國政府から俸給が支拂われたとしても、結局外國側に奉仕するものであつたことはいふまでもない。

稅務司〈創設〉のために活躍した領事オールコックが、自由貿易主義を標榜したイギリス産業資本の代行者として、〈正直は最良の商略〉^(一一) という標語のもとに、〈正直で有能な稅關〉を考えたとしても、それが結局侵略的にならざるをえなかつたのは、〈本來〉の〈自由貿易主義も腐朽した清國社會に密着することによつて〉〈傾斜〉したからではなく、産業資本の侵略的本質は、〈貿易第一主義〉と表裏一體をなすものであり、彼らのいう〈文明とか自由貿易主義とかが、東洋に對するときどんなものであつたかを、まざまざと見せつけている〉のである。^(一二)

周知のように、片務的協定稅率は〈西歐資本の東洋侵出の最も普遍的型態〉^(一三)であつたが、それと表裏一體をなす稅務司Ⅱ關稅管理制度も、外國勢力の經濟・政治侵略の強力な武器であり、幕末明治の日本もその危險にさらされた。^(一四)

アヘン戰爭以來、中國人民の反侵略闘争にむしろ恐怖し、抗戰派の主張を〈一片胡言〉^(一五)のもとにしりぞけた清朝は、イギリスの〈船堅礮利〉の前に膝を屈し、屈辱的な條約を結んだのであるが、ここにまたあらたに、重要な國家機關たる海

關行政權を外國勢力に賣り渡したのである。他國の侵略から、眞に自國の主權を守り得るのは、人民の闘争だけである。海關の歴史は、外國勢力に屈服して行つた清朝の歴史を象徴的に反映しており、そのことは同時に、中國の半植民地化への過程を意味した。そして、一八五四年上海における稅務司の〈創設〉は、中國が政治的にも經濟的にもさらに一步、半植民地狀態へ深化したことを意味するものであった。

(一九六五年四月二八日稿了)

註

- (一) 入江節次郎：『獨占資本イギリスへの道』四二—四六頁。
- (11) Mr. Michell to Sir G. Bonham ; Hong Kong, March 15, 1852. (《Correspondence Relative to the Earl of Elgin's Special Missions to China and Japan, 1857—1859, p. 244.》
以下《Michell Report》と略す)。
- (12) 道光朝『籌辦夷務始末』卷六八、二五頁^a。卷七九、一九頁^a。(以下『夷務始末』と略す)。
- H. B. Morse : 《The International Relations of the Chinese Empire.》 vol. I, p. 346, 557—8.
- (13) 嚴中平：『中國棉紡織史稿』四八頁表に於て。
- (14) 《Michell Report》 p. 244.
- (15) 嚴中平：『英國資產階級紡織利益集團與兩次鴉片戰爭史料』(列島編『鴉片戰爭史論文專集』所収、六一—七七頁) 參照。
- (16) 當時イギリスでは茶の輸入關稅は普通品 (average qualities) の 10%、低質品 (worst qualities) の 15%、以下に於て (S. F. Wright : 《China's Struggle for Tariff Autonomy, 1843—1938》 p. 51.)
- (17) A. Michie : 《The Englishman in China.》 vol. I, p. 205.
- (18) 來新夏：『第一次鴉片戰爭對中國社會的影響』(『鴉片戰爭史論文專集』所収、一一五—一六頁)。
- (19) 《Michell Report.》 pp. 243—51.
- (20) 『中國近代手工業史資料』第一卷、四九四—六頁參照。
- (21) 咸豐朝『夷務始末』卷廿、三〇頁^a。
- (22) Michie ; op. cit., p. 161.
- (23) ibid., p. 206.
- (24) 〈Note on Our Present Position and the State of Our Relations with China.〉 By Consul Alcock, January 19, 1849. (Michie : op. cit., pp. 411—28.)
- (25) ibid., p. 412.
- (26) ibid., p. 421.
- (27) ibid., p. 422.
- (28) 一八四八年三月、メドハースト以下三人のイギリス宣教師が、青浦縣で布教活動を行なうとして、清朝政府雇いの船夫に誘はれて半殺し (came very near losing their lives) された事件 (ただし清朝側史料では〈微傷〉)。この事件で上海イギリス領事オールコックは、直ちに犯人差出しと

賠償を清朝地方當局に要求し、〈満足〉な解決が得られるまでは、關稅納入をこばみ、かつ積荷を終えて北京に向けてまきに出港しようとする一四〇〇隻の運米船の離港を拒絶する、とおどし、結局事件發生三週間後に〈満足〉な解決を得た (Michie: op. cit., pp. 129—35. 《Correspondence Respecting Insults in China》p. 90 以下。道光朝『夷務始末』卷七九、五一七頁、八一九頁、一〇頁、一三一五頁、參照)。

(110) Michie: op. cit., p. 416.

(111) 〈Confidential Despatch〉 By Consul Alcock to Sir George Bonham, January 13, 1852. (Michie: op. cit., pp. 428—32.) 當時イギリスが廣東におどし、いわゆる〈進城問題〉をひきおこし、中國人民の果敢な反進城、反侵略闘争の前におしまくらながらも(戴學稷「兩次鴉片戰爭期間廣東人民的反侵略闘争」、『鴉片戰爭史論文專集』所収)なお執ように〈進城〉をはかったのも、決して單に〈商業上〉の意圖からではなく、より〈基本的な問題〉、つまり清朝政府に對するその政治的な効果をなつたものであつた (Michie: op. cit., p. 415, p. 419)。

(112) Michie: op. cit., p. 146.

(113) Morse: op. cit., p. 366. 表參照。

(114) ポット:『上海史』(土方定一、橋本八男譯)四六頁。

(115) Morse: op. cit., p. 467. なお、對華貿易の〈逆差〉によつて西歐諸國が中國へ持ちこんだ白銀は、一八五〇年代中に一億五〇〇萬ドル以上にのびたという(汪敬虞:「十九世紀外國在華銀行勢力的擴張及其對中國通商口岸金融市場的控制」歷史研究一九六三年第五期所収、五六頁)。かつその倍以上の

白銀がアヘン貿易によつて中國から吸い取られて行つたであらうことも、容易に想像できることである。

(116) Morse: *ibid.*,

(117) モースは「アヘン貿易はイギリス政府がアヘン戦争をひきこつた原因ではなかつ」と強調してゐるが (Morse: op. cit., p. 539.)、それはあきらかに事實に反する。

(118) 道光朝『夷務始末』卷七〇(道光二十三年十月)、八頁。『清實錄』(宣宗朝)卷四一七(道光二十五年五月)、一一頁、參照。

(119) 英印政府の財政収入のうち、アヘン專賣による収入額とその財政總収入に占める割合を示せば、一八四〇—五〇年平均二一四萬餘ポンド(九%弱)、一八五〇—六〇年平均約四〇五萬餘ポンド(一三%強)、一八六〇—七〇年平均約五八六萬餘ポンド(一三%弱)となつてゐる (F. S. Turner: 《British Opium Policy and its results to India and China》p. 306. の表を參照)。

(120) 道光朝『夷務始末』卷七〇、七頁。〈Lord Aberdeen to Sir Henry Pottinger〉. F. O., London, January 4, 1843. (Morse: op. cit., pp. 668—9.)

(121) オールロックは一八五一年貿易監督官への報告の中で、密輸はイギリスの貿易の發展にとって究極的には〈有害な影響〉をもたらす、とのべてゐる (Michie: op. cit., p. 147.)

(122) 道光朝『夷務始末』卷七〇、七頁。佐々木正哉編『鴉片戦争後の中英抗争』資料篇稿、二一三、五、七五各頁參照。一八五八年天津條約においてアヘン貿易はついに〈合法化〉される。

(123) 矢野仁一:『近世支那外交史』三五六頁。

- (四) Morse: op. cit., p. 556. の表によろ。
- (五) *ibid.* p. 465. 註 91。
- (六) 馮桂芬:『顯志堂稿』卷十一、用錢不廢銀議の條。
- (七) G. W. Cooke:《China: being 'Times' special correspondence from China in the years 1857—58.》p. 165.
- (八) Wright: op. cit., p. 86.
- (九) たとえば、咸豐朝『夷務始末』卷七、二—三頁參照。
- (十) 當時上海の英字新聞《North China Herald》は、外橋はそれぞれの△同情心△と△利益△とから城内の△叛軍△(小刀會)と城外の△官軍△(清軍)に對し、同様に△援助△と△激勵△を與えたので△嚴格な中立は守られなかった△、とのべている(N. C. Herald, No. 230, Dec. 23, 1854. 『上海小刀會起義史料彙編』四四九頁。以下『小刀會史料』と略す)。
- (十一) 咸豐朝『夷務始末』卷七、一—頁。
- (十二) 同右、卷一、二六頁。卷二、一二頁。
- (十三) Morse: op. cit., p. 465.
- (十四) Wright: op. cit., p. 52.
- (十五) もちろん私は當時の外商が、アヘンの販賣者と工業製品の販賣者とはつきり分れていたというのではない。しかし當時對華貿易と利害關係を有した商人(もしくはその背後にいるイギリス本國ブルジョアジー)には、彼らの利潤を主としてアヘン貿易から得ていた階層と、工業製品の販賣から得ていたそれとがあったと考えられる。この兩者の利害關係を全然無視するわけにはゆかない。嚴中平は前者を△鴉片利益集團△とよび後者を△紡織利益集團△という言葉で區別しているが(嚴中平、

前掲論文一七一八頁)、この場合問題なのは後者である。

- (十六) Morse: op. cit., p. 468.
- (十七) *ibid.*, pp. 468—9. 及び附表參照。
- (十八) *ibid.*, p. 469. 註 28。
- (十九) たとえば楊坊など、外國貿易によって築いた富をかついで租界に△避難△し、やがて買辦ブルジョアとして反動の選手になる人々を指す(楊坊については、外山軍治『上海の紳商楊坊』東洋史研究九卷—四號參照)。
- (二十) 上海小刀會の主要構成分子は、貿易商人・失業船夫・城市勞働者それに農民がくわっていた(『小刀會史料』二二頁)。
- (二十一) 當時の〈ニュース〉はそう傳えた(Mitchie: op. cit., p. 136.)
- (二十二) 『小刀會史料』五一—五頁。
- (二十三) 江海關は上海開港當初には縣城東門と東北門の間の河岸に建っていたが、一八四五年イギリス領事の希望で租界バンド(Bund)の中央にある寺に移建された(Wright: op. cit., pp. 84—5.)
- (二十四) 外山軍治:『太平天國と上海』五一—四頁。
- (二十五) 《the sole hope of Foreign Trade》(N. C. Herald, No. 231, Dec. 30, 1854. 『小刀會史料』四六一頁)。
- (二十六) 小刀會と太平天國との關係如何に外國側は最も關心を持っていた。小刀會と太平軍とはついに最後まで連携を持ち得なかったことについてはいろいろの説がある。ただ小刀會首領劉麗川から南京の太平王洪秀全に宛てた書翰(上奏文の形をとっている)は、途中で官兵に押収されてしまったが(咸豐朝『夷務始末』卷七、三頁a、書翰の内容については夏燮『中西紀事』

卷十一、六頁bに見える）、彼らはあくまで太平王を認め、太平軍の一翼を以って任じた。

(五七) 『小刀會史料』二九四—三〇一頁。

(五八) 同右。この△信義▽に基いて關稅徵收を△保護▽するためにとられた△約束手形▽の結末については、註△△参照。

(五九) 丁名楠、他…『帝國主義侵華史』第一卷、九一—九二頁。

(六〇) 中米望厦條約第十一款、中佛黃埔條約第十八款。△…英國君主、派設領事管事等官、住該五處城邑、專理商賈事宜、與各該地方官公文往來、令英人按照下條開辦之例、清楚交納貨稅鈔餉等費。▽（中英江寧條約第二款）。

(六一) Morse: op. cit., vol. II, p. 8.

(六二) Wright: op. cit., pp. 86—91.

(六三) ibid., pp. 90—91, Morse: op. cit., vol. II, p. 11.

(六四) 『小刀會史料』一四八—九、一二二頁。

(六五) 同右、三〇五—六頁。

(六六) 同右、三〇六頁。Morse: op. cit., vol. II, p. 14. 註 37.

(六七) 同右、三〇七頁。

(六八) 同右、三〇八頁。

(六九) 同右、三〇九頁。

(七〇) 同右、三一〇—三頁。

(七一) 同右、三二六—七頁。

(七二) 同右、三二七頁。その△裁決▽によれば、中國當局は現在△いかなる關稅徵收權もない▽というものであった（同、三四一頁）。

(七三) 同右、三三〇、三三一—二頁。Morse: op. cit., vol. II,

p. 14. 註 37.

(七四) アメリカは△浮動海關▽を△承認▽すると同時に、先にイギリス領事と共に公布した△臨時規則▽の自國商人に對する無効を宣言した（同右、三一六—八頁）。

(七五) 同右、三五五—六頁。Morse: op. cit., vol. II, p. 14. 註 37。ここまでに至るアメリカの單獨行動については、アメリカ△獨自▽の外交政策があった（モース・マクネア『極東國際關係史』日本語譯上卷二三—二四頁、二二七頁。范文瀾『中國近代史』上冊九〇—一頁參照）。

(七六) Michie: op. cit., p. 152.

(七七) 『小刀會史料』二六三—五頁。

(七八) 同右、三六六頁。

(七九) 同右、三七—二頁、四一—二頁。

(八〇) 同右、四二—三頁。

(八一) 同右、四三—四頁。

(八二) いわゆる△泥城の戦い▽（Battle of Muddy Flat）は、西歐人の書いた著書の中で大げさにとりあつかわれるものである。數時間のあつけない暮切れに終つたこの△戦争▽の經過を記している暇はないが、陣頭にはイギリス・アメリカ各領事が自ら先頭に立つて租界△義勇軍▽を指揮していた（『小刀會史料』各所、咸豐朝『夷務始末』卷七、一八—二〇頁參照）。

(八三) 丁名楠、他…前掲書、八九頁。少しばかり時期は前後するが、たとえば清軍指揮官吉爾杭阿は六月（舊曆）なかば許乃釗にかわつて江蘇巡撫に任ずるが（咸豐朝『夷務始末』卷八、二頁a）、彼の態度は外國側の要求をすべて受け容れよと主張

して咸豐帝から「是何言語」／＼と叱責される程の一貫した媚外主義であり（同書卷九、一一五、四七—九頁）、ついに「八夷力」を借りて上海縣城を包圍し、兵糧せめにあわせて小刀會を壊滅させている（同書卷十、三—七、三三—四頁）。

(八四) 咸豐朝『夷務始末』卷八、一六頁：——「本年（咸豐四）

春間。有廣東貨船到滬。係該道舊識。免其納稅。約銀四萬餘兩。各夷商譁然。謂相識即可免稅。不相識即須納稅。議將一概不復交納。……」Michie: op. cit., p. 436. なお呉健彰は廣東公

行出身で、アメリカ旗昌行 (Russell & Co.) と深くつながりを持っていた。一八五三年太平軍南京占領の際には、「八賊艦」のため外國兵船の「借用」を申し入れて領事にことわられた（咸豐朝『夷務始末』卷六、九—一二頁）。同年秋小刀會によって上海縣城を抜かれた時には、城内に監禁されまもなく外國人の助けで脱出し租界におちのびたことは先に本文でのべたが、彼は旗昌行を通じて城内の小刀會に食糧・彈藥を「接濟」していた（同書卷八、一六—一七頁）。典型的な買辦官僚の無節操を見る。彼は「通夷養賊之巨奸」の効奏を受け、直ちに「革職拏問」の處罰を命ぜられた（同書卷八、一七頁）。のち新疆に追放されたという（外山軍治「上海道臺呉健彰」學海一卷七號参照）。

(八五) 咸豐朝『夷務始末』卷七、二九—三〇頁。

(八六) Wright: op. cit., pp. 119—20. なおイギリス商人の「約束手形」による缺税ははた一〇〇萬ドル（約四八萬兩）に達していたが (Michie: op. cit., p. 155, Wright: ibid., p. 129.) イギリス政府は一八五四年七月、同手形をすべて無効にすべく「訓令」し、つぎに一文も拂わなかった (Michie: ibid., p.

148, Wright: ibid., pp. 129—33.)。アメリカは同手形による缺税額が三十五萬兩をこえていたが、そのうちの三分の一（實際は八萬餘兩）を支拂って、残りは棒引きにさせている（咸豐朝『夷務始末』卷一三、二六—二七頁）。

(八七) この「協定」の漢文史料はみつかっていない。

(八八) Wright: op. cit., p. 121. 以下の條文も同書一二—一六頁による。

(八九) 稅務司の年俸六〇〇〇ドル、以下外人海關員は優遇された (Fairbank: 『Trade and Diplomacy on the China Coast, 1842—1854』vol. 1, p. 456.)。なお清朝海關監督としては一番待遇のよかった粵海關監督の名目上の年俸は二五〇〇兩であった (S. W. Williams: 『The Chinese Commercial Guide』p. 160.)

(九〇) Wright: op. cit., pp. 126—27

(九一) 咸豐朝『夷務始末』卷六、八頁。

(九二) 植田捷雄：『支那に於ける租界の研究』七九—一〇三頁參照。

(九三) 同右、九二頁。

(九四) 丁名楠・他：前掲書九〇頁。

(九五) 稅務司に關する「協定」の成立——一八五四年六月二十九日。同事務開始——同年七月十二日。《第二回土地章程》の公表（英米佛三國公使署名）——一八五四年七月八日。租地人會議での承認——同年七月十一日。

(九六) モース・マクネア：『極東國際關係史』上卷二二三頁。

(九七) 胡繩：『帝國主義與中國政治』一四頁。コロンベル：

『江南傳教史』(『小刀會史料』所収、七二二頁)。

- (九〇) 英字新聞『北華捷報』(N.C. Herald) も『協定』成立の一週間はど後の記事で、領事通告を引用しつつ、妙な言いまわしではあるが、外僑の△態度が改變△したことを指摘して次のようにのべていた—△三條約國が中立政策の原則を保持することとは今までの通りであるが、しかし清朝政權がどのように叛軍の蔑視と損害を受けようとも、われわれはなお條約を遵守し、清朝政權を承認する、ということである。△と(『小刀會史料』四一九頁)。

(九一) 夏變は『中西紀事』の中で、縣城が△収復△されたことは、ただ外人のために上海港口を清めてやっただけであって、異日のうれいは△長毛△(小刀會や太平軍)にはなく、△椎髻△(外人)にある、と正しく評價した(同書卷十一、五口岬端、一〇頁)。

- (一〇〇) たとえば一八五一年上海における關稅收入は一三七萬餘兩であつた(Morse: op. cit., vol. II, p. 26.) 別の統計によれば、一八五〇—五一年の關稅收入は廣東一六三萬餘兩、アモイ三萬餘兩、福州三千餘兩、上海一二四萬餘兩、合計一年間の關稅收入は二九〇萬餘兩であつた(Fairbank: op. cit., p. 262.)

(一〇一) 咸豐朝『夷務始末』卷九、四八頁a。

- (一〇二) 『夷務始末』: —△欲除外患、先靖內奸、實爲正本清源之要。△(道光朝卷四六、二四頁a、禮恩奏)。△欲靖外侮、先防內變。△(道光朝卷七五、三四頁a、耆英・黃恩彤奏)。△外患固屬堪虞、內變尤爲可慮。(道光朝卷七九、四六—七頁、葉名琛奏)。

(一〇三) 『清實錄』(文宗朝) 卷一〇四、咸豐三年八月乙未の條、

一六頁a。

- (一〇四) Fairbank: op. cit., p. 462.

(一〇五) リンドレーは一八六六年出版の著書の中で、△イギリスの對中國政策は、過去十年の間、中國海關に雇傭された少數の者によつて左右されてきた。△とのべている(増井經夫・今村與志雄譯『太平天國』1、二二二頁)。

- (一〇六) Michie: op. cit., pp. 155—56

(一〇七) 道光朝『夷務始末』卷六四、四一頁。『清實錄』(文宗朝) 卷六二、二六—七頁。

- (一〇八) 武培幹: 『中國國際貿易史』一四三頁及び一四五—六頁。

たとえばイギリス人稅務司レイ(李泰國)は中國語文に精通し、△内地事情△にもくわしく、それに清朝稅關吏という身分をも利用して、一八五八年の天津條約交渉・上海稅則會議の際には大いにその△手腕△を發揮した(咸豐朝『夷務始末』卷二九、二二三頁a等)。

- (一〇九) Michie: op. cit., p. 145.

(一一〇) オールロック著、山口光朗譯『大君の都』上、九一—二頁。

- (一一一) 松田智雄: 『イギリス資本と東洋』五〇頁。

(一一二) 同右、一四四頁。

- (一一三) 井上清: 『日本現代史』第一卷明治維新、一八〇頁および二〇四頁。

(一一四) 松澤繁一: 『支那海關制度の歴史的發展』滿鐵調査月報

一九卷六號、二四頁。

- (一一五) 井上清、前掲書一七五—六頁。

(一一六) 道光朝『夷務始末』卷一六、二二頁a。